

東京都自立支援協議会第二回本会議（平成 25 年 10 月 4 日開催）
グループ討議まとめ（2グループ）

<討議内容>

ライフステージごとの支援の対象者や支援の取組、連携先等の課題について

[2G出席者]

藤間委員（進行）、鈴木委員、和田委員、中林委員、秋山委員、渡辺委員

* 欠席：伊藤委員、日高委員

乳幼児期

- 医療と福祉の連携（「乳幼児期」で扱ったが、内容的には乳幼児期に限らないものも含まれる。）
 - ・ 重度の医療ケアが必要な児の医療との連携。医療側が相談相手が分からない。
 - ・ 難病等の場合の福祉と医療の連携
 - * 介護保険には訪問看護等がサービスとしてあるが、障害の場合は医療保険となるため連携が難しい。
 - ・ 医療・福祉のトータルコーディネートの必要性（医療の知識も持った人）
 - ・ 医療・福祉のワンストップサービスの必要性。分かりやすく患者の目線に立ったインフォームドコンセントの必要性。

- 行政内部の連携
 - ・ 母子保健との連携：乳幼児健診⇒早期療育
 - ・ 教育との連携：乳幼児期⇒学齢期 学齢期⇒青年期
 - * 就学支援シートを保育園が作成しても、学校で活用されない場合あり。

- 親への支援
 - ・ 障害告知を受けた子どもの母親へのサポート

- 親が子供のケアマネ
 - ・ 本人（子供）のマネジメントは親がやっている。「相談」は受けても「相談支援」は提供できない。

学齢期

- 教育との連携等
 - ・ 不登校で家庭内にも問題がある場合など。教師は相談支援まではできないので、教師が問題をキャッチし、相談支援事業所が相談支援として乗り出す道筋を作っていくたい。
 - ・ 不登校等で、学校が関わろうとしない場合などの福祉サービスがない。
 - ・ 高次脳機能障害の児の就学時に、通級の利用など本人中心の支援を学校に求めたが断られた事例あり。
 - ・ 普通学級に通う場合は、親の介助が必要。

・学校との連携の難しさ。

* 自分の見立てのみで指導していく教師もあり。「校門の中は教育・外は福祉」という考えが市立小・中学校は強い。(都立特別支援学校はまだ連携がとりやすい。)

○ 地域での見守り体制

・虐待疑いの児童など。主任児童・民生委員等と連携して地域で見守っていく必要。

○ 本人だけでなく家族も含めた支援の必要性

青年・壮年期

○ 卒後に向けた連携

・卒業後の進路決定時に地区担当のケースワーカーが関与するようにしている。

○ 重複障害者（身体と精神など）の自立支援

○ ひきこもり等への支援

・引きこもりの人はサービスにつながらず、実態把握も難しい。親が高齢になるまで放置されることも。

・介護保険のサービスで家に入ったら、家庭内に障害者がいたと相談を受けることも。50歳を過ぎて愛の手帳を取得する人もいる。

・未治療者には相談支援事業所は手出しできない。現状では、保健所の専門医との連携などにより対応。

・サービス利用していない人の虐待など権利擁護。誰が中心に動くのか。

○ 親なき後等

・親がいる間から、本人と同じ目線で関わる人がたくさんいると、何とかなる。

・親が手放したがらず、本人が自立したいと表現できないこともある。

・親がずっと見ていくという人がいる一方で、早期からケアホームなどを利用していこうという相談もある。

・40代の精神障害の人で、親がもう看られない、という相談が多い。

・老障介護など。逆に障害者が親を介護している場合もあるが。

・家事援助等のサービス量が保障されれば、GHでなくても単身生活できる人もいる。

○ 成年後見制度

・成年後見制度には賛否両論ある。自由がないから嫌だという人もおり、本人に考えさせるところがあってもよいのではないかと。

・本人の意思でなく、財産分与の時などに始めた人が多く、続けたい人は少ない。

・自分の意思を決める時にサポートできる制度だとよい。

・相談支援で、もう少し地域でフレキシブルに支えられればよいのでは。

・とは言っても、成年後見に助けられるケースも多い。

- ・成年後見制度利用支援制度が必須事業化され、審判期間も短縮されており、以前より使いやすくなっている。保佐、補助という類型もあるのだがあまり使われていない。

高齢期

○ 介護保険への移行

- ・2号被保険者の介護保険への移行
 - * 脳血管疾患の人が40歳になると2号被保険者として障害サービスから介護保険の利用になるが、制度間のサービスの差が大きい。
- ・障害の特性の理解の困難
 - * 知的障害で65歳になった人が、介護保険の審査会では障害特性を理解してもらえない。審査委員が医師、歯科医師、薬剤師など。専門の審査会がほしいという声がある。
 - * 知的・聴覚障害がある人でも要介護認定は軽く出してしまう。
- ・行政間の連携
 - * 当市でも障害部門が審査会には関与していない。(調査への同席、認定後のケース会議への出席などはある。) 高齢部門との連携は、いつ65歳になるという連絡程度。
- ・長時間サービス利用者の障害サービスとの併用の問題

全般

○ 所得保障

- ・精神障害者にも手当の充実を。
- ・生活保護削減への不安。ていねいな説明と国への発信が必要。

○ 当事者目線の相談

- ・役所職員の態度が高圧的で怖い、という女性からの相談が多い。